

令和2年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第二期入試 憲法

【出題趣旨】

いわゆる泉佐野市民会館事件を題材として、集会の自由についての理解を問う問題である。泉佐野市民会館事件は判例百選Ⅰにも載る基礎的判例であるが、以下の採点基準にもあるように考えるべき点が多い重要な憲法判例である。受験生には判決についての知識や理解、その応用力などを期待したい。

【採点基準】

- ・集会の自由について、憲法上の権利としての意義や重要性を論じることができるか。
- ・地方自治法244条2項「正当な理由」との関係で、事案を説明できるか。
- ・合憲限定解釈について論じることができるか。
- ・「明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されが必要」という規範を出し、本事案にあてはめる議論ができるか。

令和2年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第二期入試 刑法

【出題趣旨】

1 Xに対する2項強盗としての強盗殺人罪の成否 【55点】

- ・甲は、Xに対する借金を免れるために、Xの後頭部を石で殴打していることから、2項強盗として、強盗殺人罪（236条2項、240条後段）が成立するかが問題となる。

(1) 处分行為の要否 (12点)

- ・2項強盗の客体は利益であるところ、他の2項犯罪と同様、被害者の處分行為を要するかが問題となる。この点については、強盗の場合には不要とする最高裁の判例があることから、判例を意識しつつ、理由を付して論じる必要がある。

(2) 利益移転について (10点)

- ・処分行為が不要だとしても、利益の帰属の判断は困難であることから、利益を免れるために殺害行為を行えば常に強盗殺人が成立するとすべきかが問題となる。近時は、事実上の利益の移転があるかなどと言った観点から、2項強盗殺人の成立範囲を限定化する見解が有力である。本事案の事実関係を踏まえつつ、本事案において、甲が事実上債務を免れる利益を得ていたかについて、自らの見解を示しつつ、論じることが求められる。

(3) 因果関係について (計25点)

- ・本事案では、甲は、Xに対する殴打行為によって、数時間後には死に至るような傷害をXに負わせたが、Xは直ちに死亡しておらず、甲の行為後にYの過失行為が介在し死亡に至っている。そこで、甲の行為とXの死亡結果との間の因果関係の有無が問題となる。その判断枠組みにつき理由を付して言及しつつ（13点）、的確にあてはめることが求められる（12点）。

(4) その他 (8点)

- ・240条後段に故意行為が含まれるかといった点、因果関係を否定する場合には、243条の未遂規定が適用される場面が何なのかについて言及することが求められる。

2 Xが死亡していると思い込んでXの財布から4万円を抜き取った行為について

【30点】

- ・当該行為の時点において、Xは未だ死亡していないため、客観的には「他人の財物」を「窃取」（235条）している（4点）。しかし、甲は自己の行為でXがすでに死亡したものと思い込んでいた。この甲の誤信をどのように評価するか。窃盗罪は、占有侵害を伴う犯罪であり、「死者の占有」を認めるかについては議論があるところ、その当否について自らの見解を示しつつ（13点）、その解釈が行為者の主觀面にどのように反映されるのかという観点から論じる必要がある（13点）。判例において

は、殺害者との関係では、被害者の生前の占有が死亡直後においてはなお継続して保護に値するとされている。この解釈に依拠する場合、殺害者が死者から財物を奪う認識には窃盗罪としての故意の内実が備わっていると言いうるが、そうでない場合は別異の構成を見る必要がある（抽象的事実の錯誤の処理）ことから注意を要する。

3 罪数 【5点】

- ・以上を踏まえた適切な罪数処理が求められる。

4 裁量点 【10点】

- ・上記以外でも、構成力、文章力が優れたのもの等には加点する。

上記合計点に0.8を乗する。